

四国中央市告示第 171 号

公示送達について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び四国中央市税条例（平成 16 年四国中央市条例第 51 号）第 18 条の規定に基づき、下記の書類を公示送達する。

令和 8 年 7 月 1 日

四国中央市長 大西 賢治



記

No.	氏名	送達すべき書類
1	庄司 英吉 外 1 名	地方税法第 364 条に基づく書類
2	岸上 勝次 外 60 名	同上
3	株式会社スターズ	同上
4	机不動産株式会社	同上
5	農事組合法人川之江果樹園芸組合	同上
6	新宮アスノ食品有限会社	同上
7	松末 一紘	同上
8	喜井 和三郎	同上
9	モーガン 里香	同上
10	岸井 敏明	同上
11	株式会社イースター	同上

- 1 上記の送達すべき書類については、四国中央市役所市民部税務課に保管しているので、来庁の上、受領すること。
- 2 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。